

○鈴鹿市公の施設に係る指定管理者選定委員会規則

(平成17年鈴鹿市規則第40号)

鈴鹿市公の施設に係る指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年鈴鹿市条例第19号）第14条の規定に基づき、鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公の施設の指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公の施設の指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項

(委員)

**第3条** 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

**第4条** 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員（以下「職務代理人」という。）が、その職務を代理する。
- 4 会長及び職務代理人の任期は、委員の任期とする。

(委員の除斥)

**第5条** 委員は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体と利害関係を有する場合は、その審議に加わることができない。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が出席できないときは、出席者の互選により議長を定める。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(部会)

**第7条** 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 委員会は、前項の規定により部会を置いた場合は、あらかじめ委員会の定めるところにより、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 3 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 会長は、部会長を兼ねることができる。
- 6 第4条第2項から第4項まで及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項から第4項までの規定及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第2項中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第3項中「委員（以下「職務代理人」という。）」とあるのは「委員」と、同条第4項中「職務代理人」とあるのは「前項の委員」と、前条第1項中「委員会の会議（以下「会議」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「会議」とあるのは「部会の会議」と、同条第2項中「半数以上の委員」とあるのは「その部会に属する委員の半数以上」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、政策経営部総合政策課において処理する。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。